

# 令和7年度 農福連携技術支援者育成研修 受講者募集

## 農福連携技術支援者とは

農福連携技術支援者とは、農福連携に携わる当事者(農業者・就労系障害福祉サービス事業所の就業指導員・障害者本人等)に対し、農福連携を現場で実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材のことです。修了試験を含む全ての研修課程を受講し、必要な知識と技能を身につけたと認められた方は、研修終了者となり「農福連携技術支援者(農林水産省認定)」として、現場における支援をすることができます。



## 受講対象者

次のすべての要件を満たす方

1. 農福連携に関わっている方、またはこれから関わろうとする方(農業者、障害福祉事業所職員、JA職員、自治体職員 等)
2. 研修内容のすべてを受講できる方
3. 認定後、「農福連携技術支援者」として活動できる方

## 受講申込

以下のWEBサイトに掲載されている申込フォームから申し込んでください

<https://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/yuniba/250718noufukugizyutusiensya.html>

申込期間

令和7年7月18日(金)～8月25日(月)



## 募集人数及び受講者決定の連絡

次のすべての要件を満たす方

1. 定員は20名程度です。
2. 応募者多数の場合は、栃木県在住者を優先して受講者を決定します。
3. 応募者全員に対し、締切から1週間後程度を目途に、受講者として決定したか否かを、申込時に登録いただいたメールアドレスあて電子メールでお知らせします。
4. 受講者決定過程等の詳細については一切お答えすることはできませんので、ご了承ください。



# 令和7年度農福連携技術支援者育成研修

時間割

配信時間

令和7年9月15日(月)～10月7日(火)

時間

動画の合計時間18時間30分



## 1. 座学研修(e-ラーニング)

受講者には受講者専用サイト(YouTube)のURLを送りますので、上記期限内に各自で受講のうえ、確認テストを受けて回答を提出いただきます。

**【内容】** 農福連携をめぐる情勢、農福連携概論、社会福祉と障害者福祉、障害者雇用と障害福祉サービスの仕組み・関係機関の役割、障害特性と職業的課題の基礎、農業と農村社会、農業経営の仕組み、農作業の流れ、農業者による農福連携の経営実務 など

## 2. 実地研修+グループワーク(3日間)

日時	内容	場所	講師
10月15日(水) 8:30～17:15	開講式	栃木県農業大学校 (宇都宮市上籠谷町1145-1)	兵庫県立大学 客員教授 豊田 正博 氏
	【障害特性に対応した農作業支援技法】 ・グループワーク		
【農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当の技法】 ・実習①セルトレイへの播種 ・実習②ナスの収穫・調製 ・実習の振り返り			
10月16日(木) 9:00～17:15	【農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当の技法】 ・実習③福祉事業所における農作業以外の作業分析と難易度表作成 ・実習④除草作業 ・実習の振り返り		
10月17日(金) 10:30～15:10	【障害福祉サービス事業所の運営の実務】 ・事業所見学	社会福祉法人パステル (小山市乙女625-2)	社会福祉法人パステル理事長 石橋 須見江 氏
	・修了試験		

### 注意事項

- 第1講座はeラーニングになりますので、各自が受講期間中の視聴可能な時間に受講し、かつ確認テストまで受けて、回答を提出してください。
- 第1講座の受講期間中に確認テストの回答が提出されなかった場合、又は確認テストの結果、必要な知識を身につけたと認められない場合については、第2講座を受講することができませんので、ご注意ください。
- 実地研修では、ほ場において農作業を行いますので、農作業に適した服装をしてください。農業用機械や農機具等を使用するため危険が伴う場合もあります。必ず講師や主催者等の指示に従ってください。また、健康保険証を持参してください。併せて、任意の損害保険への加入をお勧めします。
- 今回実施する研修は、農林水産省が作成した基準プログラムに準拠しています。最終日の修了試験実施後、「農福連携技術支援者」の認定まで1～2ヶ月程度かかります。なお、「農福連携技術支援者」は国家資格ではありません。
- 研修受講料は無料ですが、研修会場までの交通費等は受講者又は所属組織でご負担ください。
- 災害等のやむを得ない事情により、研修を延期又は中止する場合があります。

【受講申込に関する問合せ先】栃木県農政部 農政課 食育地産地消担当TEL:028-623-2288